

## 第2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

### 1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本県では、令和2年度より国の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」（以下「モデル事業」という。）の採択を受け、国立大学法人大分大学（権利擁護教育研究センター）に業務委託のうえ、こどもの権利擁護の取組を推進しています。
- ・ モデル事業による主な取組は、以下のとおりです。
  - ① 児童相談所、里親・ファミリーホーム、児童養護施設などの関係機関に対して、こどもの権利や権利擁護の仕組みに関する周知啓発、理解促進のための説明会等の実施
  - ② 令和2年度に当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）や弁護士等を委員とした検討委員会で権利ノート<sup>10</sup>の改定を行い、こどもが自身の権利に対する理解を深めることができるように措置時に個別配布のうえ説明を実施
  - ③ 児童相談所等から独立した立場の意見表明等支援員（以下「こどもアドボケイト<sup>11</sup>」という。）の募集、研修実施による養成、事業実施体制の構築
  - ④ こどもアドボケイトが児童養護施設などの関係機関を定期訪問・随時対応すること等によるこどもの意見形成・意見表明等支援の実施
  - ⑤ こどもからの意見表明について、こども権利擁護調査員が意見内容に応じて調査及び関係機関等との調整の実施
  - ⑥ こどもの権利擁護に関する専門部会として、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会<sup>12</sup>臨時会を開催し、こどもの申立てについて必要な調査等を行い、臨時会への意見具申や対応結果のこどもへの説明を実施
- ・ モデル事業の開始当初、関係機関は取組内容について理解を示す一方で、こどもへの影響を不安視する声や支援に関わる職員の負担増等を懸念する声などもありましたが、大分大学と連携のうえ、関係機関との協議や説明会等の開催による理解醸成等を重ねながら段階的に訪問範囲を拡大するなど、着実な事業展開を図ってきました。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画策定時には想定できなかったモデル事業に注力した結果、(図表2-1)のとおり、「代替養育中のこどもを対象としたアンケート調査の実施」については十分な取組ができていない状況ですが、こどもへの分かりやすい説明と理解促進のために、権利ノートの内容の改定等を行っています。

<sup>10</sup> こどもが自分の権利を認識し必要な意見を表明するなど、権利を行使できることを記したもの。自らの権利と同様に、他人の権利を守るためにはルールが必要であることもあわせて明記。

<sup>11</sup> 権利表明が困難なこどもなど、自らの権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する者。

<sup>12</sup> 児童福祉等に関する事項を調査・審議するため、県が設置する附属機関。

- ・ なお、「代替養育中のこどもの意見を聴くための訪問調査の実施」については、児童相談所が代替養育中のこども全員を訪問のうえ面接する「児童調査」（年1回）により、こどもから直接意見等を聴く機会を確保しているため、R6 目標を達成する見込です。
- ・ あわせて、『育てノート』『育ちアルバム』の整備については、児童相談所が主体となり児童養護施設や里親等とともにこどもの年齢や理解力に合わせたライフストーリーワーク<sup>13</sup>を実施しています。代替養育中のこどもや養子縁組が成立したこどもの意向に応じて実施している（図表2-1※印）ため、おおむね R6 目標を達成する見込ですが、整備割合の統計算出が困難なため掲載はしていません。

（図表2-1）現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
代替養育中のこどもを対象としたアンケート調査の実施	—	—	— (100%)	—
代替養育中のこどもの意見を聴くための訪問調査の実施	100%	100%	100% (100%)	達成見込
「育てノート」「育ちアルバム」の整備	—※	—※	—※ (100%)	(達成見込)

（出典）大分県こども・家庭支援課調べ

## 2 地域の現状

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に関して、里親等委託や施設入所の決定時等の意見聴取等措置の義務化やこどもの意見表明等を支援する意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されました。
- ・ 前述のとおり、本県ではモデル事業によりこどもの権利擁護の推進を図ってきましたが、児童相談所職員やこどもアドボケイト等に対して、こどもが「本音」を言えること、こどもが措置決定理由や今後の見通し等の説明を聞いて「理解できること」が重要です。
- ・ そのためには、社会的養護に関わる関係職員に対する研修等の充実により更なる理解醸成を図り、こどもが自身の権利を認識し必要な意見を表明するなどの権利行使ができるように、こどもの年齢や理解力に応じた説明や制度周知を図ることはもとより、関係職員の子どもの権利擁護に関する理解を高めるとともに、関係職員とこどもの相互の信頼関係を深めることで、こどもが意見を表明しやすい環境づくりが必要です。
- ・ こどもアンケートによると、「代替養育が必要となった理由を教えてくれた」が65.1%である一方、（教えてもらったが）「不安になった」が13.7%、「よくわからなかった」と「もっと詳しく説明してほしいかった」がともに6.8%となっており、こどもが今の生活を始めることになった経緯や今後の生活

<sup>13</sup> こどもの出自や生い立ち、離れて暮らす家族の状況、家庭から離れて暮らさなければならなかった理由等をこどもと一緒に振り返り、確認する取組。

の見通しについて、こどもの気持ちに配慮しながら個別具体的な説明が必要です。

- ・ また、「代替養育が必要になったときにこれからどうしたいのか、気持ちや希望、考えを聞いてくれたがそのとおりにならなかった」が9.1%など、こどもの意見を聴取しそれを実現していくこと、実現が難しい場合はこどもが理解できるよう丁寧に説明することにより、信頼関係を構築していくことが重要です。
- ・ さらに、「あなたの気持ちや希望、考えを聞いてくれるものの中で、知っているもの」として、こどもアドボケイトが69.5%と最も多く、こどもアドボケイトを「利用したことがある」が34.9%となっており、こどもが意見を表明できる権利の保障として、引き続き、こどもアドボケイトの啓発や利用促進を図る取組が必要です。
- ・ こどもヒアリングでは、自分に関わることを決める際は、信頼関係が築けている施設の職員等による意見聴取を望む声が多く、その方法については「相手の表情を見ることができると直接の方が話しやすい」「文字では誤解が生じる」など、対面による意見聴取を望む声が多くありました。
- ・ また、意見表明が苦手なこどももいることを考慮し、「こどもアドボケイトの活動は続けてほしい」という権利擁護について肯定的な意見があったほか、生き立ちや育ちの記録(アルバム)については、「作ってほしい」「あった方が嬉しい」「後で振り返ることができる」という声があった一方で、「写真は自分で選びたい」「中学生以降がいい」「昔の写真は見たくないので作ってほしくない」等の声もあり、ライフストーリーワークの取組は、こどもの意向を尊重して実施する必要があります。

## (1) 資源の必要量等

- ・ こどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等については、全ての社会的養護に関わる関係職員及び代替養育中のこどもを対象にして実施することが必要です。
- ・ 意見表明等支援事業については、全ての代替養育中のこどもが自分の意見を表明する際に利用できる環境の整備が必要です。利用割合についても計画期間中、毎年度、対前年度比増となることが必要で、そのためには、こどもアドボケイトとこどもとの相互の信頼関係の構築が重要となります。また、一時保護専用施設<sup>14</sup>等に委託一時保護中のこどもや児童家庭支援センターによる在宅指導措置委託(以下「指導委託という。’)中のこども、福祉型障害児入所施設に在籍するこどもに対しても、意見表明等支援事業が利用できる環境整備が必要です。
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組については、全ての代替養育中のこどもが理解し認知したうえで、利用できる環境を整え、取組効果を実感してもらうことが必要であり、その確認体制についても、アンケート調査等の実施により把握していくことが必要です。
- ・ また、こどもの権利擁護に関する専門部会を設けることや、社会的養護施策策定の際には、検討委

<sup>14</sup> 乳児院や児童養護施設等で委託一時保護を安定的に受入れるための諸条件を満たした施設。

員会の委員として当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の参画や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施が必要です。

## （2）現在の整備・取組状況等

- ・ 社会的養護に関わる関係職員に対する研修や啓発プログラム等については、児童相談所における児童福祉司任用後研修や一時保護所職員研修による実施のほか、児童養護施設等やこども自身に対しては、こどもアドボケイトの定期訪問時による個別説明会などにより実施しています。
- ・ こどもアドボケイト等による定期訪問は、一時保護施設（一時保護所）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホームを対象としており、里親については、こどもの希望等に応じて随時訪問による方法で意見表明等支援を実施しています。なお、委託一時保護中のこどもや児童家庭支援センターによる指導委託中のこども、福祉型障害児入所施設に在籍するこどもに対して意見表明等支援が実施できていません。
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係る認知度や満足度等を把握するためのアンケート調査等は実施できていません。
- ・ また、こどもの権利擁護に関する専門部会については既存部会（大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会）の臨時会を利用しているほか、ヒアリング・アンケートの実施や検討委員会への参画を含めて施策策定時のこどもの意見等の聴取体制は整備できていない状況です。

## （3）整備すべき見込量等

- ・ 社会的養護に関わる関係職員に対する研修や啓発プログラム等については、現在、アプローチができていない里親に加え、新たに採用・配属された新任施設職員等を対象にした県児童養護施設協議会が行う研修回数と受講者等数が整備すべき見込量等になります。
- ・ 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数等については、毎年度、新たに児童養護施設や里親家庭で生活を始めることになるこども数及び一時保護を行ったこども数に加え、委託一時保護中のこども数や児童家庭支援センターによる指導委託中のこども数、福祉型障害児入所施設に在籍するこども数も数が整備すべき見込量等になります。
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度等については、全てのこどもが認知のうえ利用でき、満足することが整備すべき見込量等になります。また、その確認体制として、全ての措置児童等を対象としたアンケート調査等を実施することが整備すべき見込量等になります。
- ・ こどもの権利擁護に関する専門部会の設置については、新たな専門部会の設置が整備すべき見込量等になります。また、社会的養護施策策定の際に、検討委員会の委員として当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の参画や措置児童等に対するヒアリング・アンケートの実施が整備すべき見

込量等になります。

### 3 整備・取組方針等

- ・ 社会的養護に関わる関係職員に対する研修や啓発プログラム等については、新たに社会的養護に関わることとなった新任施設職員等に対して、県児童養護施設協議会と連携し、こどもの権利擁護や意見表明等支援事業の取組などに係る説明を行い、養育にあたって必要なこどもの権利に係る意識醸成を図ります。
- ・ 里親（委託児童を含む。）に対しては、児童調査や通所支援等のタイミングを活用し、児童相談所の児童福祉司等による権利擁護の取組（フォーマルアドボカシー<sup>15</sup>）を強化します。具体的には、児童調査などの訪問時に、里親には養育にあたって必要となるこどもの権利擁護の理解促進・意識の醸成を図るための制度説明等を、こどもには今後の希望や権利ノートの活用等について聴取・説明等を行うとともに、相互の信頼関係の更なる構築にも努めます。加えて、里親支援センターを主体としたこどもの権利擁護に関する取組等を検討します。
- ・ また、意見を表明することで不安等を感じる里親委託中のこどもに配慮するため、県里親会単位（7ブロック<sup>16</sup>）で遊び等も取り入れた形での研修や啓発プログラム等の実施を検討します。
- ・ 意見表明等支援事業については、毎年度、こどもアドボケイトの定期訪問を継続実施のうえ、新たに施設等に入所措置となったこどもや一時保護下（委託一時保護を含む。）にあるこどもに加え、代替養育から家庭に復帰し在宅での生活を始めることになったこどもの意見表明等支援の連続性を担保するため、家庭の見守り支援等を目的にして児童相談所が行う児童家庭支援センターによる指導委託の対象となっているこどもや福祉型障害児入所施設に在籍するこどもに対して制度趣旨等の説明を行い、こどもの権利についての理解促進を図ります。なお、福祉型障害児入所施設に在籍するこどもに対しては、サポートツール等を用いて、より分かりやすい制度趣旨等の説明や意見表明等支援の実施に努めます。あわせて、意見表明等支援事業の利用を望むこどもに対して、確実に事業が実施できるよう、引き続き、こどもアドボケイトの募集・養成により、事業実施体制の充実を図ります。
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係る認知度や満足度等を把握するためのアンケート調査等については、「次期都道府県社会的養育推進計画におけるこどもの権利擁護の取組の評価のための指標等に基づく意見表明等支援事業等の評価及び検証について」（令和6年5月20日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課、事務連絡）により実施します。
- ・ こどもの権利擁護に関する専門部会の設置については、現状は大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会の臨時会で対応していますが、こどもと利益相反のない独立性を担保した委員等

<sup>15</sup> 児童相談所の児童福祉司や児童養護施設の職員、里親などによる取組が該当する。その他アドボカシーには、ピア（同じ属性・背景を持つ仲間など）、インフォーマル（家族や親族、近隣住民など）、独立型（利害関係のない第三者（こどもアドボケイトなど外部の専門員）など）等がある。

<sup>16</sup> 大分（2ブロック）、別荘、県北、県西、県南、豊肥の各ブロック。

が参画する新たな専門部会等の設置を検討します。

- ・ 社会的養護施策策定の際、検討委員会を開催する場合は当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員として参画を図るとともに、新たな施策の検討段階では、県児童養護施設協議会等の協力を得ながらこども会議などを通じて措置児童等に対するヒアリングやアンケートを実施し、こどもの声や意見等の反映を促進します。
- ・ 代替養育中のこどもが何を考え、何を感じて生活しているのか等を知ることは、こどもの権利擁護の観点から重要です。児童相談所や児童養護施設等のこどもの支援に関わる関係職員による、こどもの気持ちに寄り添ったフォーマルアドボカシーの取組強化の一環として、引き続き、代替養育経験者など当事者から話を聞く機会（研修会の開催等）を確保します。
- ・ 令和2年度に改定した権利ノートについては、こども会議等を踏まえて適宜内容を見直すとともに、こどもアドボケイトの新たな訪問先への配布も随時行います。
- ・ こどもの意向に基づき実施する育てノート・育ちアルバム及びライフストーリーワークについては、こどもが将来に向けて自分自身を大切に、誇りを持って成長できるように、引き続き、児童相談所において児童養護施設や里親等と連携した取組体制の維持・充実を図ります。

#### 4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
社会的養護に関わる関係職員(注1)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等	実施回数(回)	66	66	66	—				
	受講者等数(延人)	933	933	933	—	—	—	—	—
(里親や里親委託児童に係る取組)	ブロック開催(数)	—	—	7	7				
(代替養育経験者など当事者の話を聞く機会の確保)	研修会数(回)	1	1	3	2				
意見表明等支援事業の実施状況(①利用可能な子どもの人数及び②割合、並びに③そのうち事業を利用した子どもの割合、④第三者への事業委託状況(子どもと利益相反のない独立性を担保しているか))	①(人)	477	486	600	114				
	②(%)	78.3	78.6	100.0	15	15	15	30	39
	③(%)	8.0	8.0	10.0	21.4				
	④	済	済	委託実施	2.5	2.5	2.5	5.0	8.9
措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度(⑤知っているか・利用度(⑥利用したことがあるか、⑦利用しやすいか)・満足度(⑧利用してどうだったか))	⑤(%)	—	(69.5)	アンケート調査の実施	アンケート調査の実施  (評価のための指標) 対前年度比維持又は増 ※調査日時点				
	⑥(%)	—	(34.9)						
	⑦(%)	—	—						
	⑧(%)	—	—						
措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度(%)		—	—						
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	割合(%)	100	100	100					
	満足度(%)	—	—	アンケート調査の実施					
児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数	設置状況	有 (既存利用)	有 (既存利用)	専門部会	専門部会の設置 (既存利用ではない新規部会)				
	申立件数(件)	2	2	5	対前年度比維持又は増				
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	参画有無	無	無	有	有				
	ヒアリング等の実施有無	無	無	有	有				
子どもの意向に応じたライフストーリーワークの取組体制	体制有無	有	有	有	体制の維持・充実				

注1: 児童相談所、一時保護施設(一時保護所)、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

※指定のない項目については、年度末時点